

日本国東北大学と大韓民国浦項工科大学校 との間の学術交流に関する協定書

日本国東北大学と大韓民国浦項工科大学校は、両校の学術及び教育上の交流関係を一層強化することを願い、次の通り協定を締結する。

1. 両校は、平等互惠の精神をもって、次の事項についての促進と発展に努力する。
 - (1) 教員及び研究者の交換
 - (2) 学部学生及び大学院学生の交換
 - (3) 学術及び教育上の情報、学術資料及び出版物等の交換
 - (4) 共同研究プロジェクトの組織
 - (5) 共同会議、セミナー及びシンポジウム等の開催
2. 共同活動の課題と達成された成果を活用するための条件、並びに特定の短期間及び長期間の訪問、交換及び他の協力形態は、それぞれの特定の場合作りに取り決める。両校は、すべての財政上の処置は、それぞれ特定の場合作りに協議され、利用する資金の性格と範囲によるものであることを了解する。
3. 本協定は両校の代表者による署名の日から当初5年間有効とする。以後は、どちらかの大学が有効期間満了6カ月以前に文書により本協定の改廃を通知しない限り、さらに5年間自動延長される。
4. 本協定書は、日本語及び韓国語により各2通作成し、いずれも等しく正文である。

2000年 9月 22日

日本国
東北大学総長

阿部博之

阿部博之

2000年 9月 22日

大韓民国
浦項工科大学校総長

鄭盛基

鄭盛基

大韓民國 浦項工科大學校와 日本國 東北大學간의 學術交流에 關한 協定書

大韓民國 浦項工科大學校와 日本國 東北大學은 相互間的 學術的、教育的 協力關係를 強化하고 增進하기 위하여 다음과 같이 學術交流協定을 締結한다.

1. 兩校는 同等한 相互原則에 따라서 다음의 協力分野를 推進하고 發展시키도록 努力한다.
 - (1) 教授陣과 研究員의 交換
 - (2) 學部生과 大學院生の 交換
 - (3) 學術과 教育的 目的을 위한 情報, 學術資料, 出版物 等の 交換
 - (4) 共同研究프로젝트의 組織
 - (5) 共同會議, 세미나, 심포지엄 等の 開催
2. 共同活動의 主題와 獲得된 成果의 活用을 위한 諸般事項、共同活動에 必要한 訪問과 交換, 기타의 協力形態는 各各의 事案別로 協議한다. 共同活動에 必要한 財政事項은 各境遇에 個別的으로 協議하며 財源의 許容範圍內에서 遂行하는 것으로 한다.
3. 이協定은 兩校의 代表者가 署名한 날로부터 5年間 有效하다. 그 以後에는 滿期日로부터 最小限 6個月以前에 本協定の 終了나 變更을 書面으로 通知하지 않는 한, 滿期日로부터 自動적으로 5年間の 有效期間이 延長된다.
4. 이 協定書는 韓國語와 日本語로 作成되며, 作成된 두文書는 모두 正本으로 한다.

2000 年 9 月 22 日

大韓民國

浦項工科大學校 總長

鄭 盛 基

정 성 기 (鄭 盛基)

2000 年 9 月 22 日

日本國

東北大學 總長

阿部 博之

아베 히로유키 (阿部 博之)

東北大学と浦項工科大学校との間の 学生交流に関する細則

東北大学と浦項工科大学校との間の学術交流協定に基づく学部学生及び大学院学生の交流は、次の諸事項により実施する。

1. 本学術交流協定の期間中、学生の選考は先ず派遣大学が行い、その最終的な許可は受入大学が行うものとする。申請は、原則として、受入大学の規定の出願期限までになされなければならない。
2. 毎年、5名以内の学生を相手側の大学に派遣できるものとし、その学生数は、毎年両大学の事前の協議によって決定するものとする。
3. 交換学生は、受入大学が求める必要な語学力を入学時に有していなければならない。
4. 学生の専門分野は、受入大学が的確な指導教官を配置できかつ適切な授業科目を提供できる分野とする。
5. 交換プログラムの期間中、学生は、派遣大学での学位取得資格を引き続き有し、受入大学での学位取得資格を有しない。
6. 受入大学で取得した単位は、派遣大学の規定に基づき、派遣大学に移すことができるものとする。
7. 学生の在学期間は、原則として、1年以内とする。在学期間の延長は両大学の承認を受けなければならない。
8. 両大学は、当該学生から検定料、入学料及び授業料を徴収しないものとする。
9. 両大学は、交換留学生に適切な助言及び援助を行い、また、適当な宿舎を確保できるよう援助するものとする。
10. 渡航費、滞在費等は学生の負担とする。このことは他機関への奨学金申請を妨げるものではない。

2000年 9月 22日
日本国
東北大学総長

阿部博之

阿部博之

2000年 9月 22日
大韓民国
浦項工科大学校総長

鄭盛基

鄭盛基

浦項工科大學校와 東北大學간의 學生交流에 관한 細則

浦項工科大學校와 東北大學은 國際學術交流協定에 따라 兩校間 學生交換프로그램을 다음과 같이 實行한다.

1. 協定期間동안 交換프로그램에 參加하는 學生들은 母校에 의해 選拔되며 招請學校는 各各의 境遇에 入學許可에 관한 最終決定을 내린다. 志願書는 各 大學의 磨勘時限前에 提出해야 한다.
2. 交換學生數는 各各 5名以內로 하되, 每年 兩校의 合意에 의해서 該當年度의 正確한 交換學生數를 決定한다.
3. 交換學生들은 入學에 必要한 言語能力條件을 充足하여야 한다.
4. 各 學生의 學習分野는 招請學校가 그 學生에게 資格있는 相談者를 任命하고 適切한 學習講座를 提供할 수 있도록 되어야 한다.
5. 參加學生들은 그들의 母校에서의 學位課程을 繼續하며 交換프로그램의 期間동안에 招請學校에서 學位課程을 履修할 수 없다.
6. 招請學校에서 取得한 學點은 母校에서 定한 節次에 따라 學點轉換이 可能하다.
7. 學生들의 招請學校에서의 登錄期間은 1年을 넘지 않는다. 滯留를 延長하려면 반드시 兩校의 承認이 있어야 한다.
8. 兩校는 交換學生들에게 志願書 및 入學許可를 附與하고 授業料를 免除한다.
9. 兩校는 交換學生들에게 適切한 相談과 諸般事項에 대해 도움을 주어야 하며 適合한 宿所를 찾는 것을 도와주어야 한다.
10. 交通費, 生活費 및 其他費用은 本人이 負擔한다. 이는 이러한 費用에 대한 外部機關의 獎學金志願을 排除하지 않는다.

2000 年 9 月 22 日

大韓民國

浦項工科大學校 總長

鄭 盛 基

정 성 기 (鄭 盛基)

2000 年 9 月 22 日

日本國

東北大學 總長

阿 部 博 之

아베 히로유키 (阿部 博之)